

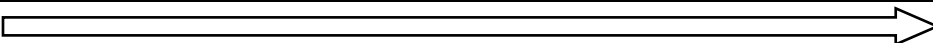
入札書を無効とできる取扱いの実施について

令和4年10月1日以降に公告又は指名通知される入札について、建設工事等の品質確保等を目的に、同一日に実施される入札において、落札者又は落札候補者となった業者を落札者又は落札候補者となった入札以後の入札から除外する取扱いが実施されます。これにより、入札書を郵送している場合であっても、それが無効となる場合があります。

この取扱いの対象となる工事等については、公告又は指名通知書にその旨が記載されません。

例) A社からE社までの全5社が同一日に行われた入札のすべてに参加した場合

開札日	令和4年11月4日				
開札時刻	9:00	9:10	9:20	9:30	9:40
工事名	〇〇工事	〇△工事	△△工事	〇×工事	××工事
工種等	水道施設・A	水道施設・A	水道施設・A	土木・A	土木・A
	同一工種・同一等級工事			同一工種・同一等級工事	
A社					落札
B社	落札 →	無効 →	無効	落札 →	無効
C社			落札		
D社		落札 →	無効		
E社					

入札の順番 

<説明>

- ① 9:00 に実施される〇〇工事は、すべての業者が参加できます。
- ② 9:10 に実施される〇△工事では、9:00 の入札で落札となったB社は「参加できない者」となるので、入札書が無効となります。
- ③ 9:20 に実施される△△工事では、9:00 の入札で落札となったB社と 9:10 の入札で落札となったD社は「参加できない者」となるので、入札書が無効となります。
- ④ 9:30 に実施される〇×工事は、工種等が変わるため、すべての業者が参加できます。
- ⑤ 9:40 に実施される××工事では、9:30 の入札で落札となったB社は「参加できない者」となるので、入札書が無効となります。

※ この取扱いの対象となる場合は、工事の公告等において、次のような記載があるものとなります。記載のないものについては、従来どおりの取扱いとなります。

公告2の「入札に参加できない者」に

本工事は、同一工種・同一等級工事の入札書を無効とできる取扱いの対象工事であることから、当該取扱いにより無効の対象となった者（企業団ホームページの「入

書を無効とできる取扱いの実施について」を参照のこと。)

又は

次に掲げる工事等において落札候補者となった者（既に本入札に係る入札書又は入札参加申請書を提出している場合は、本入札を無効とみなす。）

『〇〇第〇号 〇〇工事』

『〇〇第×号 〇△工事』

お問い合わせ先 総務課管財係 電話 0225-95-6713